

平成 年 月 日

保護者様

安中市立松井田小学校  
校長 飯沼 良夫

### 学校で予防すべき感染症と出席停止について

お子様が、下記に該当する病気にかかれたようですが、学校保健安全法第19条の規定により出席停止となります。(欠席扱いにはなりません。)主治医から登校の許可ができるまでは、十分に休養をとってください。主治医から登校の許可ができましたら、下記の「証明書」に記入していただき、学校に提出してください。

#### 感染症と出席停止の期間

	感染症の種類	出席停止の期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルク病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスに限る)鳥インフルエンザ(H5N1) 新型インフルエンザ等感染症	病気が治って、医師の許可があるまで
第2種	インフルエンザ(H5N1新型を除く)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日(幼児にあっては、3日)を経過するまで
	百日咳	特有の咳が出なくなるまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	熱が下がって、3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん(三日ばしか)	発しんが消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発しんがかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状がなくなって2日を経過するまで
	結核	医師の許可があるまで
第3種	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の伝染病	症状により医師が伝染のおそれがないと認め、許可があるまで

き り と り 線

主治医様

感染症のようでしたら、お手数ですが下記の証明書のご記入をお願いいたします。

#### 証明書

年 組 氏名

病名

上記の者は、 月 日より出席停止になっていましたが、  
月 日より出席してもよいと思われま

平成 年 月 日 医師

印